

公 告

広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル

広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年5月20日

広陵町長 吉村 裕之



1 業務の概要

(1) 業務の内容

別紙「広陵町障がい者計画等策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」) のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 事業費限度額

5, 270, 000円(税抜)

2 委託予定者の選定

業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受注を希望する事業者は、参加表明書(第1号様式)等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。なお、応募事業者が1者であっても合格基準点を満たしていれば、委託予定者とする。

3 事務手続き及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和8年5月20日(水)

(2) プロポーザルへの参加表明書の提出

令和8年6月3日(水)まで

(3) 質問の受付

令和8年6月8日(月)まで

(4) 質問の回答

令和8年6月11日(木)

(5) 企画提案書提出期限

令和8年6月18日(木)

(6) プレゼンテーション開催(予定)日

令和8年6月24日(水)又は25日(木)を予定

(7) 事業スケジュール

契約締結 令和8年7月中旬を予定

事業完了 令和9年3月31日(水)

ただし、計画書等の納品期限は令和9年3月23日(火)まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和8年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 過去5年間(令和3年度から令和7年度まで)において同種又は類似業務の業務委託契約を地方自治体との間で締結した実績を有していること。
- (6) 近畿2府4県に本店、又は支店、営業所等があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

5 問い合わせ先

〒635-0821

奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2

広陵町けんこう福祉部社会福祉課

電話番号 0745-55-6771

ファクシミリ 0745-54-5324

電子メール syakaifukushika@town.nara-koryo.lg.jp

6 その他

詳細は、「広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

※窓口配布は実施しません。

※電話や窓口での直接の質問は受け付けいたしません。電子メールで提出し、電話で受信確認をすること。